

医療法人貝塚病院 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整えることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：妊娠・出産・復帰をする職員を対象に手続きや制度についてのパンフレットを作成。出産後も安心して復帰できるように各種制度の周知を図る。

<対策>

令和3年3月 制度に関するパンフレットの作成・配布。

令和4年3月 管理職を対象とした研修の実施。

目標2：年次有給休暇の取得率を65%以上とする。

<対策>

令和5年3月 会議や研修、委員会活動の時間短縮。

令和7年3月 IoTを活用した業務の効率化。

医療法人貝塚病院 女性の活躍のための行動計画

(女性活躍推進法)

女性の就業と子どもを育成しやすい職場づくりのため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男女の平均継続勤務年数において各区分における女性の勤続年数を3ヶ月延ばし、女性全体の平均継続勤務年数を5年7ヶ月以上にする。

<対策>

令和3年3月 妊娠・出産・復帰をする職員に手続きや制度についてのパンフレットを作成。

令和4年3月 出産後も安心して復帰できるように各種制度の周知を図る。

目標2：年次有給休暇の取得率を65%以上とする。

<対策>

令和5年3月 会議や研修、委員会活動の時間短縮。

令和7年3月 IoTを活用した業務の効率化。